

### 祝福されるオランダ植民地支配：インドネシア、西スマトラ州の共有地返還闘争における過去の認識

NAKASHIMA, Narihisa / 中島, 成久

---

(出版者 / Publisher)

法政大学国際文化学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Bulletin of the Faculty of Intercultural Communication, Hosei University  
Ibunka / 異文化. 論文編

(巻 / Volume)

9

(開始ページ / Start Page)

81

(終了ページ / End Page)

110

(発行年 / Year)

2008-04-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003077>

# 祝福されるオランダ植民地支配

——インドネシア、西スマトラ州の  
共有地返還闘争における過去の認識<sup>1</sup>——

中島成久

(法政大学国際文化学部教授)

## はじめに

「祝福されるオランダ植民地支配——インドネシア、西スマトラ州の共有地返還闘争における過去の認識」というテーマについてご説明します。まずスハルトが1998年に退陣してから、インドネシアでは「改革」(レフォルマシ)の時代に入りまして、スハルト時代に抑圧されていたさまざまな主張というものがオープンな形で議論されるようになりました。

ミナンカバウという母系制社会の居住地で有名な西スマトラ州においては、スハルト時代に軍や地方政府が、母系社会の共有地をさまざまなビジネスの対象地として開発し、ほとんどなんの対価や補償も無しに使ってきました。人びとはスハルト時代には軍、警察の暴力が怖くて、不満を述べるのが公然とは出来なかったわけですが、スハルトが退陣してからは、自分たちの共有地を返して欲しいという主張を西スマトラの各地で激しく展開するようになったわけです。

私の知っている限り現在20箇所以上の地域でそうした声が挙がっ

ているし、まだ公然とした声の挙がっていない地域や、一度言挙げはしたものの軍、警察、地方政府の強硬な態度に挫折した地域もあり、今後ますますそうした要求は増えていくでしょう。<sup>2</sup>

そうした地域の中には、1958年の「国有化」によって国家に帰属した施設での運動があります。パダンセメント、テルック・バユール港、それにオンビリン鉱山の3つがそれです。パダンセメントでは、パダンセメントの位置するナガリ・ルブック・キランガンが、より上位の行政機構であるパダン市に対して、パダンセメント社が支払う鉱山使用料の適切な分配を要求して紛糾しています。<sup>3</sup>テルック・バユール港では、港が一望できる場所に海軍が観光施設を建設していて、その土地を所有しているナガリが「そうした施設は国有化の目的外だ」と主張し、軍と紛争が起きています。<sup>4</sup>オンビリン鉱山では、石炭の採掘権料の支払いを求めて、紛糾しています。

その他の事例では、個々のナガリの共有地に、ゴムやアブラヤシ、それにコーヒー農園の建設、あるいは観光施設やゴルフ場の開発などが推進され、その共有地の返還を求める闘い、あるいは適切な補償を求める闘いという特徴を指摘できます。その他に、1974年に水道法が施行されてから発生した水の問題があります。ナガリにある水源が、1974年以来周辺の市や県の水供給公社（PDAM）によって上水道用水として利用されてきたのですが、多くの地域でその対価が支払われておらず、1998年以降対価の支払いを求める闘いが激しく繰り返されました。さらに、水に関する運動としては、マニンジャウ湖やシンガラック湖の豊かな水を利用した水力発電に伴う補償を求める闘いがあります。<sup>5</sup>また、まだ西スマトラでは顕在化はしていませんが、ミネラル・ウォータービジネスのために、ナガリの水源が使われているケースがあり、いずれ補償を求める闘いが起こるでしょう。

インドネシア全般におけるこのような共有地の返還闘争に関する研

究はまだ始まったばかりです。1998年スハルト退陣後、西ジャワのタボスの住民がスハルト・ファミリー専用のゴルフ場として開発された土地に入り、ゴルフ場を掘り返して元の農地に戻すという闘いを繰り広げました。しかし、スハルトの息のかかった業者や地区警察からの暴力的な弾圧を受け、彼らの闘いは表面的には頓挫しました。<sup>6</sup> また、インドネシアでは1980年代からアブラヤシ栽培が本格化してきましたが、その農園開発のために、スマトラやカリマンタンの多くの土地が民衆の権利を犠牲にして推進されていきました。この背景には、1967年の「森林法」の制定により、インドネシアの森が「公共性」の名の下に、強権的な開発を進めうるようになったことが挙げられます。

しかしながら、住民の闘いは負け続けたわけではありません。東ジャワのジュンブル県のジュンガワー Jenggawah では、スハルト時代にある企業に土地利用権 (Hak Guna Usaha; HGU) が付与され、その返還を求める農民の闘いに警察機動隊から激しい暴力が注がれたこともありました。粘り強い裁判闘争を経て、スハルト退陣後農民の全面的な勝利で終わった事例があることを指摘しておきます。<sup>7</sup>

西スマトラにおける個々の事例の詳細な検討というものを今進めているわけですが、今日は異業種の方がたくさんいらっしゃいまして、細かい話をするよりも、この運動というものが一体インドネシアの改革の時代においてどのような位置を占めているのか、あるいはポスト・コロニアリズムという研究分野の中でどのような形で位置づけられるのかという観点からこの共有地返還闘争の問題を検討してみたいと考えています。

私は、法政大学比較経済研究所の英文紀要に書いた論文で、西スマトラにおける共有地返還闘争の意味として、開発の正当性をめぐる問題を指摘しました。<sup>8</sup> 多くの運動に携わっている人々が、軍や地方政

府が行っているビジネスの公共性に対して疑問を感じ、大きな憤りを持っています。そうした人びとは吐き捨てるようによく言いました。「彼らは公共性の名の下に民衆の共有地を使っているけれども、それは公共性に値しない。私的な利益の追求のために我々は犠牲にされているのだ」と。

そうした共有地の多くは、オランダ時代に長期の賃貸契約の下に外国企業に利用されていました。オランダ語で *Erpacht* といいます、英語の *Lease* です。外国の企業はミナンカバウの人びとと契約を結び、借地料を支払っていました。それなのにインドネシアが独立してから、特にスハルト体制になってからは、そういう従来植民地時代のオランダでも認めていた共有地に対する住民の権利というものをほぼ完全に否定してきたのは解せない、ということです。「プメリンタ・ソウダラ」(*Pemerintah Saudara*、インドネシア語で兄弟政府の意味)は、同じインドネシア人の政府でありながら、何故そういうことをするのか、その理由が納得できない、と人びとは口々に言うわけです。だからそうした人びとは自分たちの権利を証明してくれる資料としてオランダ時代の記録を必死に探しています。自分たちを植民地支配した人びとの記録が、解放されたはずの時代に自分たちの権利を守ってくれるわけですから、皮肉なものです。底辺に住み、体制により不利益をこうむり、暴力的な支配にいまだに苦しんでいるそうした人びとの声というものを、学問のタームとしてどのように考えたらいいのかということが今日の私の発表の大きなテーマになります。

## 1 ミナンカバウとリージョナリズム

ミナンカバウという地域はインドネシアの中でリージョナリズムの伝統が非常に強いことで知られています。19世紀前半にパドリ戦争(1821～37)というものがありました。パドリ派と呼ばれたイスラー

ム改革派が西スマトラで勢力を持つに連れて、ミナンカバウ保守派＝権力側はオランダの軍力で改革派を一掃しようとしたわけです。それに対して改革派はオランダに対する抵抗運動を開始し、抵抗は15年以上も続きましたが、1837年にリーダーのイマム・ボンジョルの逮捕で終結しました。

この反乱を終結するためにオランダがミナンカバウ保守派に約束したのが、「プラカット・パンジャン」（「長文の宣言」ほどの意味）です。その中でミナンカバウ保守派の特権を保証するさまざまな約束がなされたのですが、反乱終結後その約束はほとんど反故にされました。そしてジャワにおけるサトウキビの強制栽培制度に続いて、西スマトラでコーヒーの「強制栽培制度」が始まりました。これによりオランダは巨額の利益を得るのですが、次第にこうした方式では利益が出なくなり、また批判も高まると、20世紀初頭に「強制栽培制度」を止め、それぞれの住民一人一人に税金をかける人頭税を課しました。これに対する抵抗は西スマトラ各地で起きたのですが、アガム県のカマンでは1908年、激しい武装闘争が起きました。これがカマン戦争と呼ばれるものです。オランダはその反乱を鎮圧したものの、妥協を重ね、最終的には1914年に「ナガリ法」を制定し、ミナンカバウ共同体の自律性を法的に認めたわけです。<sup>9</sup>

そしてインドネシアが独立してからPRRI(Pemerintah Revolutioner Republik Indonesia、インドネシア共和国革命政府)という反政府運動が起きました。これはスカルが共産党を自分の支持基盤に組み込んでいく過程で、それに反対する勢力が起こした反乱で、1958年から60年まで続きました。西スマトラ出身のナショナリストが多数参加し、西スマトラが反乱の拠点となりましたが、最終的には中央政府によって制圧されました。<sup>10</sup>

こうした反乱の面だけではなく、西スマトラはインドネシアの独立運動、ナショナリズムを考えていく上で非常に大きな役割を果たした

地域であることを指摘しておきたいと思います。初代副大統領のモハマッド・ハッタ、初代首相のスタン・シャリル、マルクス主義者のタン・マラカ、イスラーム教育のハジ・アグス・サリムなどなど、そうそうたる人物を輩出しました。

現在の西スマトラの人口が400万人と言われていまして、二億人を超えるインドネシアの中でほんの数パーセントを占めるに過ぎないわけです。けれども、この地域は男性がムランタウという形で外に出て行く伝統があります。母系制社会の構造と密接に結びつくものです。外に出て行って故郷に帰ってくる人もいるし、ジャカルタなり他の地域に定着して、ミナンカバウ人のコミュニティを作っている人びとも多数います。西スマトラ以外の都市部に住むミナンカバウ人の人口は300万人と推計されています。<sup>11</sup>

つまり、ミナンカバウという社会は外からの動きに対しては非常に開かれた世界ではなかったのかと考えられるのです。その証拠として中村先生が生涯をかけて追及されている、サレカット・イスラームというイスラーム同盟の支部も、すぐ西スマトラで出来ました(1912年)。ディニアという民間の学校も1924年出来ました。このディニアという教育施設はタン・マラカが提唱した教育組織で最初中ジャワのスマランで創設されたのですが、このディニアの支部も西スマトラですぐに出来ました。<sup>12</sup> また、女子教育専門のディニア・プトリがパダン・パンジャンに創設されました。<sup>13</sup> それからインドネシア共産党も非常に強い地域でした。インドネシア共産党は公的には3回蜂起をしたとインドネシアの歴史では語られています。第1回目が1926年で、二回目が1948年、3回目が1965年です。もっとも、3回目の蜂起の真偽のほどは明らかではありません。第1回目の26年の蜂起では、西スマトラで15人も逮捕されました。タン・マラカはこの蜂起には反対で、たまたまシンガポールにいて、逮捕を免れました。<sup>14</sup>

ミナンカバウは農耕を基盤とする母系制社会で、のんびりとした社

会だ、という風に思っているとんでもない間違いです。この辺のダイナミックな側面というものはどうしても考慮しておく必要があります。

## 2 土地、村落共同体、地方自治

### 2-1 土地とアイデンティティ

ミナンカバウ母系制を考えていく上で、土地との関わりは無視できません。土地を抜きにしてはミナンカバウの母系制というものは存在し得ません。母系制の原理が系譜の上でも明確に辿る事の出来る最大の範囲がカウム（パユンともいう）というもので、人類学の専門用語で言えば、母系リネジに当たります。このレベルでの母系制の意識というものは現在でも非常に強いものがあります。カウムのレベルでの共有地もあります。

スクというのは、母系氏族（クラン）でして、いくつかの明確な系譜関係でつながれるカウムがある共通の母系の祖先から分かれてきたと考えられていて、それがスクです。スクにも共有地があります。

最後にナガリという地域共同体があります。英語では単に村と訳されることが多いようです。ナガリを作る条件がありまして、最低4つのスクがないとナガリは構成できない。スクには4分の1という意味があり、4つで完全だという意識があるのです。しかし、実際には4つどころか10とか15とかスクがあってもっと複雑なのですが、理念的には4つのスクがあってナガリが構成されていると考えられています。

このナガリという母系制に基礎付けられた地域共同体の中で、アダットと呼ばれる慣習法の具体的な適用がなされていきます。どういう形の婚姻がいいのか、どういう形の婚姻がインセストになるのかということなどがアダットで決まっています。ナガリが違くと慣習法の適用では微妙に違ってきます。インセストの範囲が違ってきます。

土地との関係でいうと、カウム、スク、ナガリ、それぞれの段階で、

Hak Ulayat という共有地権があるのです。これを図式的に説明すると、ナガリ全体で大きな共有地があり、その中に部分的にスクという共有地があり、さらにカウムという下位の共有地があると考えていいでしょう。ただし、下位の共有地権に上位の発言権はまったくないと考えていいでしょう。権利をめぐる争いが起きた場合、調停をするのが、ナガリ慣習法会議（KAN, Kerapatan Adat Nagari）です。制度化されたのは 1914 年以降のことです。

あるスクではそのスクのリーダーがいます。男性です。彼らは、ブンフルーとかニニック・ママックとか呼ばれています。彼らは、どういう人がカウム、スクの財産を継承する権利があるかということを決めていきます。西スマトラのように男性がムランタウで村の外へ出て行く場合、男性（自分の兄弟とか、叔父、夫）を頼って女性が村を出て行くというケースがよくあります。そうした場合、女性であっても、村を出てしまうと基本的には継承の権利はなくなります。村に帰ってこない限りは母系の継承ラインから外れますから、その辺で複雑な問題が出てきます。

ミナンカバウの土地所有というのは、成員の総有制といってもいいのですけれども、全てのメンバーにオープンというわけではありません。状況に応じて、その権利を持つ主体は、常に変わっていきます。カウムのレベルでは、カウムの財産である土地や建物を最終的に売ることも可能なのですけれども、必要なときには土地を抵当にして、お金を借りるといことがしばしばあります。<sup>15</sup>

全ミナンカバウの土地の 8 割はまだ共有地なのですが、実際にはその 8 割ぐらいは抵当権が設定されています。つまり、ある土地をめぐる権利関係がものすごく複雑になってきているのです。ある人が、「自分の土地で耕作をしている」といった場合、そこで得られる収穫物の全部を自分で処分できるのではなく、その半分は借金の形に返済をせざるを得ないというケースがよくあります。お金を借りているので別

の人のために働いているというような一種の小作関係のようなものが結構ありまして、その問題を頭に入れておく必要があります。

こうした土地に対する彼らの権利が、インドネシアが独立した後に大きな変化をこうむりました。1957年に植民地時代の外国企業の資産の国有化が宣言されました。最初に述べましたように、西スマトラではパダンセメント、テルック・バユール港、それにオンビリン鉱山の3つが国有化の対象になりました。それから重要なものが、1960年の土地基本法です。この法律では共有地権そのものは認めるという姿勢なのですが、それは公共の利益の下に従属するという事が規定されています。

それでもスカルノ政権時代にはこの規定は抑制されていましたが、スハルトの開発の時代になってからはほとんど歯止めを失ってしまいました。その詳しい実態については、後で述べることにします。こうした開発優先の思想に対抗するものとして、リーガル・プルーラリズムという主張がよく聞かれます。たとえある集団の共有地ではあっても、国家の側からすでにHGU（土地利用権）の設定された土地は、国家の土地として主張され、民衆の共有地権を否定していくことが多いのですが、リーガル・プルーラリズムに基づいて民衆の共有地権をどこまで認めることができるのか、そうしたせめぎあいが、非常に大きな論点として見出すことが出来ると思います。リーガル・プルーラリズムの根拠にアダット（慣習法）があるのですが、中村光男先生のコメントでは、イスラーム法もその根拠となるということでした。

## 2-2 西スマトラの地方自治

ミナンカバウ母系制を考えるうえで、ナガリの自治制というものが、植民地時代からインドネシアの独立後の体制の中で、全体の統治機構の中でどのように位置づけられてきたかということは重要な問題です。20世紀の初頭にナガリ自治という言説が確立していきます。こ

れは1914年にナガリ法というものが出来て、それによって地方自治の最小の単位がナガリであると認められた結果です。ミナンカバウの母系制の本質として、よくナガリ共和国という言葉で呼ばれますが、そうした言説が確立したのがこの頃です。

現在の西スマトラには540程のナガリがあります。これは固定しているわけではなくて、増えたり減ったりしています。人口が増えていくにつれてナガリが大きくなっていくと、分裂し、別のナガリが生まれるという生成発展の歴史を繰り返してきました。<sup>16</sup> ナガリが認められるには、少なくとも4つのスクが必要だと言いましたが、そのほかに、2000人以上の人口、モスクの存在などの要件もあります。共有地返還闘争の過程で、ナガリ内で対立が大きくなるケースがよくありました。そうした場合には、不満を持つ側は新たなナガリの創設を主張するというケースがありました。これはどうやらミナンカバウの歴史に由来する発想のようで、ナガリの数というのは固定していないのです。

とにかくナガリというものが一種の共和国を作っていて、ミナンカバウはそういうナガリの連合であるという考え方が20世紀初頭に出来上がってきて、ミナンカバウという民族集団というものが認識されていく。これはオランダによってそうした言説が作られていったと、ジョエル・カーンというオーストラリアの人類学者が言っています。

17

地方自治という観点から見ると独立後も大きな変化はなくて、ナガリが最小の自治の単位であるということはスカルノ時代にもスハルト時代の初期までは受け継がれていきました。しかしながら、スハルトがその支配体制を確立し、国内の法、行政の体系を「開発独裁体制」にふさわしいものにしていく努力の過程で、いくつかの重要な変化が起きました。

まず、1974年の婚姻法の改正です。それまでは婚姻というものは、

個人の問題であって、国家は介入しないという原則がありました。イスラーム法と各民族集団のアダット（慣習法）に基づいた手続きですまわせていたのです。ところが、イスラームの一夫多妻の原則は近代国家にふさわしくないと主張する近代派女性の強い圧力で、一夫多妻を事実上禁止する婚姻法が制定され、特に公務員にはその規定が厳しく実施されていくようになりました。<sup>18</sup>

婚姻法に続く大きな動きは1979年の「村落法」の制定です。オランダ時代にインドネシアは20以上の異なった「慣習法共同体」（現在の民族集団）が認知され、そこでは独自の行政組織が植民地末端の行政機構を担いました。ところが1979年の村落法は、全インドネシアの末端の行政機構を、ジャワの村（デサ）を基準とした行政単位で統一しようという動きでした。ミナンカバウのナガリは平均数千人の人口を抱えていましたので、いくつかのデサに分割されていきました。そして、村長を住民の直接投票で選ぶわけで、元公務員とか、退役軍人が選ばれることが多く、慣習法に基づくナガリのリーダーシップと大きく衝突しました。これは中央集権を末端にまで徹底したいという政府の方針の現れであったのですが、スハルト退陣後、脱中央集権化の流れの中で、大幅な見直しをされることになりました。

1998年のスハルト退陣後、99年に地方自治法というものができて、スハルト時代を特徴づけた中央集権化に対する批判としての脱中央集権化（インドネシア語でDisentralisasi）の動きの一環でナガリが復活します。実際に各ナガリが復活するのは、それぞれのナガリの準備状況によって違いますが、早いところでは2001年に元のナガリが、行政の末端機構として機能し始めました。ナガリ長は選挙で選ばれます。ここでも、元公務員とか退役軍人がナガリ長に選出されることが多く、ナガリの復活がすぐに、ミナンカバウ民主主義の復活とはなりませんでした。ナガリ長の多くは、ナガリの代表であるという意識よりは、政府の末端機関であるという意識の方が強い、と言わざるを得

ません。

### 2-3 オランダ時代の長期借地制 (Erpacht)

「はじめに」で紹介しましたように、オランダ時代に Erpacht という長期借地制というものが確立しました。これを手掛かりに西スマトラでのオランダの植民地支配の実態を、ジャワとのアナロジーで捉えてみるとその特徴がよくわかります。ジャワでは19世紀の1830年代から強制栽培制度が始まって、ジャワの稲作適地では強制的にサトウキビを栽培させられていきます。そうして栽培させたサトウキビを砂糖に加工し、それを世界市場に売ることでオランダ植民地政府は巨額の利益を得ました。しかし、そうした経営方式がうまくいかなくなって1870年に、ジャワでは農地法が宣言されて、民間の資本家による植民地経営への参加という新しい道が開かれていきます。<sup>19</sup>

ちょうど西スマトラでは、1870年に領土宣言がなされました。これは、ミナンカバウの人びとが作っている水田と宅地以外は、Waste Land（荒野、無主地）であるということで、すべてオランダ領であるという宣言がなされていきます。領土宣言によってオランダは、水田と宅地以外は無主地（荒野）であるから、その処分権は国家が持つと宣言したわけです。その背景には、1840年始まった西スマトラでのコーヒーの強制栽培制度<sup>20</sup>が次第に行き詰まり、ジャワと同じように私企業の資本投下による開発ということが構想されたわけです。

だが、それはバダヴィアの植民地当局の考え方であって、折からアチェ戦争が激しくなると、西スマトラで実際に行政を行っている人々は、とてもそれを実行できなかった。つまり、共有地として利用されている土地はミナンカバウ人の意識の中では明確ですから、西スマトラ州の行政を直接担っている役人たちは怖くて手が出せない。共有地には領土宣言がされているけれども、「下手に手を出したらかみつかれてしまう」と恐れていたわけです。

こうした矛盾を解決する一番いい方法は Erpacht という長期のリー

スをすることでした。1876年に最初のリース契約が行われました。19世紀の終わりまでに、2600バウ bouw（バウというのはオランダ特有の土地の計量法で、1バウが約0.7ヘクタール、2600バウは約1500ヘクタール）の土地に長期借地権が設定されました。

さて、ジョエル・カーンがジャワとスマトラの Erpacht と耕作地の比較の資料を載せています（Kahn. *ibid.* p.216）。スマトラでは全体の17%に過ぎないのに対してジャワでは24%とかなり高い割合で借地権が設定されていて、それだけ西スマトラでの借地権の設定が進んでいなかったということになります。

表1 西スマトラとジャワの耕作地と長期借地権設定率

	借地権の設定された土地	普通の耕作地	借地率
西スマトラ (1926)	113,600 ha	657,938ha	0.17
ジャワとマドゥラ (1934)	1,0464,000 ha	4,388,777ha	0.24

領土宣言をして、水田と宅地以外はオランダが自由に使えるのだとバタビア当局が言いながらも、実際は現地の慣習法の重みを知っている人々が領土宣言に批判をしていくわけです。領土宣言をしてバタヴィアからは積極的にミナンカバウの土地を利用せよという通達がしばしばくるわけですが、現場ではそうにもいかず、バタヴィアの指令をサボタージュしていたわけです。

ジャワでの強制栽培制度が1870年に終わったのに対して、西スマトラのコーヒーの強制栽培制度は曲がりなりにも20世紀初頭まで続きました。そこから上がる利益が初期の頃と比べるとうまみのあるシステムにならなくなっても、ずるずるとその制度を維持してきたわけです。その背景には、この制度に協力した現地人コラボレーターが存在が重要です。彼らは「ブンフルー・ララス Penghulu Laras」と呼

ばれていて、通常のアダットの規定が及ぶ最大の範囲であるナガリを超えて、複数のナガリを管理する現地人役人でありました。当然オランダによって厚遇され、通常のみナンカバウ人では考えられないほどの土地を与えられ、みナンカバウ社会の階層化を進展させました。<sup>21</sup>

しかしながら、ついにオランダも西スマトラでの強制栽培による収益をあきらめざるを得なくなる時がやってきました。それに代わって考えられたのが、各住民一人一人から税金を徴収する人頭税方式です。1908年です。これに対してアガム県のカマン（ブキティンギの北）で西スマトラ最大の反乱が起きた。何故反乱が起きたかという点、それまではナガリの指導者が、彼の管轄下にある親族集團のだれがどの程度のコーヒーを納入したかを管理していたのですが、一人一人税金を納めないとならないとなると、そうした権威の体系が崩壊してしまう、ということが大きな理由だったと、この反乱を分析したケン・ヤングは言っています。

こうした反乱の深い背景を当局は認めざるを得なくなり、1914年にナガリ条例というものができます。ナガリをみナンカバウにおける最小の自律的な行政組織として認め、そこでの共有地権も認めたわけです。しかし、オランダは、こういう共有地権のほかに鉱山開発権とか保護林を設定します。みナンカバウの社会が流動的になってきて、人口移動が激しくなっていくと、従来利用していなかった土地に移動して、ナガリを作っていくということがしばしば起こりました。西スマトラは火山の多い地域で、従来利用されてこなかったところに人が入ると、自然破壊を引き起こすことが多いので、起伏の激しい所は保護林にされていきました。ソロック県では75%が保護林に指定されてしまいました。<sup>22</sup>

### 3 共有地返還闘争

### 3-1 1960年「土地基本法」と共有地権の行方

共有地返還闘争を理解していく際に、独立後の1960年に制定された「土地基本法」の影響は重要です。「土地基本法」はインドネシア語でUndang-undang Pokok Agrariaといい、日本の専門家の間では「土地基本法」と訳されています。しかしどう考えても私には、「農業基本法」としか訳せないのですが、今はその訳に従います。

とにかく土地基本法によって植民地時代の複雑な法体系を一元化しようということ、土地に対する法整備を行ったということです。しかし、これは非常に複雑で、水野広祐さんの研究から見ると、<sup>23</sup>土地基本法というものは基本的に慣習法に基づく共有地権を認めているけれども、実際には公共性というか、例えばそこに有益な資源があった場合にその資源をどうするかとか、水源地の問題など、そうした土地に関する管理、使用、賃貸、新たな開墾の問題が細かく条例で規定されていきます。

それから土地の私有権を主張する者は土地登記をしなければならぬと規定されていますが、これは複雑な上に非常にお金がかかることでありまして、私の知る限りミナンカバウの共有地で土地登記などされてはいません。

それから1960年に土地基本法を施行するための具体的な法令集が出て、その中にオランダ時代の大規模農園は、農地基本法施行後20年間は有効であると規定されています。つまり20年間経つとオランダ時代の永借地権は消えるとされているのですが、これは西スマトラではほとんど通用しないというか、住民もこのことを知りません。この規定を無視した形で、政府・軍のビジネスがなされていていっています。

ソロック県のナガリ・ググック（プキット・ゴンボン）のあるスクの800ヘクタールの共有地がオランダ時代にコーヒーのプランター

ションとして利用されていました。インドネシア独立後はそのスクが経営を継承していたのですが、1965年の政変を機会に、ソロック県が収容し、後にある私企業にHGU（土地利用権）を発行してしまいました。しかしその企業が倒産してからは別の企業にHGUが譲渡され、今日に至っています。そのスクでは、この共有地の返還を求めたいのは山々なのですが、ソロック県のBPN（国土庁）が管理する一部の土地の返還を求めて、裁判を起こしました。しかし、「57年の国有化によりすでに土地は国家のものである」という判決が出され、現在上告中です。オランダ時代に設定された借地権は、少なくとも1980年には終結しているはずだと解釈されるのですが、こうした論理を展開することを住民はしていません。法律をよく知らないのか、別に戦略があるのか、よく分かりません。

共有地の50ヘクタールに、数年前にソロック県の庁舎が引っ越してきました。「この事業を認める代わりに他の共有地の返還を約束する」という、当時の県知事の口約束をいまだに信じていて、だまされたことを認めておらず、闘争の作戦が激烈な地方政府批判という形をとりえていないのが現状です。<sup>24</sup>

### 3-2 カパロ・ヒラランの事例より

カパロ・ヒラランの例について簡単に説明します。これは皆さんにお配りした英文の論文で詳しく書いてあります。<sup>25</sup>このカパロ・ヒラランの例だと1904年にオランダのある私企業に470ヘクタールが貸与されました。ここをタンディカット・ラマ Tandikat Lama といいます。それから1923年にドイツのある企業に63ヘクタールが賃貸されました。ここをタンディカット・バル Tandikat Baru といいます。その最初の頃に何を作っていたかは分かりません。

大木 昌さんという西スマトラの植民地時代の経済を研究されている方によると、<sup>26</sup>西スマトラにゴム園が入ってくるのが1916年です。

インドネシア全体でもメダンの近郊のデリが一番早いんですけども、それでも 20 世紀に入ってからのことです。<sup>27</sup> とにかく、1916 年以降にゴムを植えたようです。もっとも、地元の住民の話では、日本の占領軍がゴムを植えたという証言をする人もいましたが、あまり信用できません。というのも、日本軍の必要としたのは米であり、ゴムは二の次であったからです。北スマトラ辺りではゴム園を水田に転換させたところもあるのですが、カパロ・ヒラランでは、ゴム園は無傷で残りました。

その後 1958 年の PRRI の反乱までは、ベテランと地元が共同で管理をしていたのですが、PRRI の反乱軍を鎮圧するためにジャワのディポヌゴロ師団が西スマトラに入ってきて、彼らはこの支配地の経営に口を出し始めました。そのためにプランテーションの労働者としてジャワからジャワ人を移住させます。カパロ・ヒラランの共有地に近いタロというナガリの一支村（ミナンカバウ語ではジョロン／コロンと呼ぶ）にジャワ人が集中して住むようになりました。そして、1965 年の政変を機に、パダン軍管区の支配下に落ちました。その後、軍は「協同組合 Koperasi」を作り、その「協同組合」がプルナ・カルヤ社を経営し、退役軍人を中心に経営に当たりました。

1998 年 5 月スハルトが退陣してから、全国的な「改革」の動きに刺激されてナガリ全体でタンディカット・ラマとタンディカット・バルにある農園の返還闘争が起きました。大きな返還闘争が組織されていきましたが、村が全部一つの意見にまとまったかというところではなくて、タロの住民は返還闘争に反対しました。彼らは、カパロ・ヒラランの共有地はすでに政府の土地になっているとして、返還闘争の根拠はないと主張しました。その背景としてタロには、ミナンカバウ人もいますが、ジャワ人も 3 分の 1 はいまして、共有地権を否定して、会社の経営と利益を自分たちで独占したいという野望がありました。また、1999 年の「地方自治法」により、昔のナガリが復活すること

になりましたが、そうになると、軍に協力的であったタロの呼びとは村で孤立化するのを恐れて、独立したナガリの創設を言い出すなど、返還闘争の足を引っ張りました。

軍は、いったんは住民の主張を認め、一時金を支払い、これまでの運営を謝罪し、これからは会社と村で共同して農園の運営をしていくことを約束したのですが、住民の足並みの乱れに自信を持ち、約束を反故にしてしまいました。軍が住民の主張を認めるのは相当なことでありまして、最初に述べましたように東ジャワのジュンブル県のジュンガワーを除いたら、ほとんど例のないことです。

インドネシアを家族国家と呼ぶ研究者がありますが、それは軍や警察、大学等の組織が、スハルトを頂点とする一つの家族であるということで、家族は家族の成員の面倒を見ないといけないとされています。<sup>28</sup> この構造はスハルト後も続いています。インドネシアの公務員は非常に数が多くて、給料が非常に安いのです。公務員の給料だけでも食えないので、他にアルバイトをすることが事実上奨励されていて、そのような裏の給与の源泉を独自に持たないと生活できないわけです。だから上から下までいろんなビジネスに手を出します。

そういう状況を考えると、カパロ・ヒラランのケースでは、曲がりなりにも軍が今までやりすぎたとか、これからは利益を折半しようと認めたということは非常に大きな意味があって、私はこの事例にその意味で注目しています。

しかし村の中の混乱により、プランテーションは経営効率が非常に悪くなった。つまり労働者が働かなくなったというか、今まで律儀にゴム園に行って、タンピングをやってゴムを収穫し、軍を通して卸していたのですが、「もっと高く買うよ」という民間の仲買が公然と出てくると、そっちの方に卸すようになって、軍には卸さなくなるわけです。それだけ軍の統制が利かなくなってきたわけです。経営状況が悪くなって、結局 2004 年には、軍に与えられていた土地利用権（H

GU)が剥奪されて、会社も無くなってしまいました。しかし土地の使用権、用益権は地方政府に移るということになって現在は小康状態になっています。

#### 4 歴史を語る主体

西スマトラの共有地返還闘争は、個々の事例により、その背景も運動の展開も大きく異なります。カパロ・ヒラランでも軍による威嚇の効果は大きいのですが、警察による直接的な暴力が日常的に振られている事例もあります。リマプル・コタ県のムンゴとパッサマン県のカパールです。あるいは、PDAMによる水利用の場合には、1998年以降地方政府に水利用の利益の還元を獲得した地域が少なくとも二箇所はあります。リマプル・コタ県のセイ・カムニャン（インドネシア語ではスンガイ・カムニャン）とアガム県のスンガイ・トゥランです。

ムンゴのケースは隣のナガリであるセイ・カムニャンとの境界争いが背景にあり、またムンゴの共有地を利用してなされている牛の牧場の労働者としてセイ・カムニャンの住民が雇用されているという事情があります。<sup>29</sup>カパールでは、1980年代のアブラヤシ・ブームが背景にあります。カパールの一部指導者が住民に何の相談もなしに、ナガリの共有地をアブラヤシ開発業者に売り払い、土地の代金を「私的に」流用したわけです。そうした一部の指導者の慣習法を無視した共有地の売却に住民が反発し、抗議行動を行ったわけです。しかし件の指導者たちは警察とブレマンと呼ばれる無頼者を使って、住民の反対運動を弾圧し、切り崩しを行っています。<sup>30</sup>

カパロ・ヒラランでは、パダン・パンジャン県全体と新ミナンカバウ空港に水を供給している水源がありますが、まだその権利の主張には入っていません。また、ミネラル・ウォーターの会社が二社

あり、一社はインドネシア第二位の生産を上げている SMS(Sumber Minuman Sehat) ですが、そこの交渉は全く行われていません。人びとは、タンディカット・ラマ&バルの共有地にあるゴム農園問題で頭が一杯で、とても他の問題にまでは手が回らない、とも言えます。SMS の所有者はバダン在住のジャワ人／中国人の混血で、ナガリ内の二カ所で取水している。2003～4年に、毎月15万ルピア(2000円ほど)を寄付していたが、現在では何もありません。

スピヴァックは、「サバルタンの語りの主体」を問題にしています。「サティ」という寡婦の殉死の習慣をめぐって、「サティ」という用語の使用が、植民地支配に抵抗する側からも、それを推進しようとする側からも、異なった意味作用を伴って使われてきた実態を明らかにし、「サバルタンは語る主体ではなかった」と結論付けるわけです。<sup>31</sup> スピヴァックの議論は、フーコー批判の側面が大きく、「フーコーの主体の概念では、結局はヨーロッパ中心主義を超えることはできない」と批判しています。

ミナンカバウの共有地返還闘争を担っている人びとを「サバルタン」と呼ぶことは可能ですが、スピヴァックの問題とした「サティ」を行うインドの女性とは異なり、彼らは自らの権利を主張する主体ですが、ミナンカバウにおける共有地返還闘争をめぐって、その主体をめぐって、いくつかのポイントを指摘しておきたいと思います。

### (1) インドネシアの正史への挑戦であるということ

「インドネシアはオランダの350年にわたる植民地支配の轡を断ち切って独立を遂げた」とよく主張されますが、こうしたオランダ植民地支配を打破して新生インドネシアは誕生したという言説に、この闘争は疑問符を突きつけています。特に1965年の政変後成立したスハルト新秩序政権の開発政策に対して、開発の公共性を問い、その正当性を問う闘争であることは、インドネシア近代史の正当性をめぐる問

題の本質を示しています。人びとは決して歴史の正当性を問い直すなどという発言をしているわけではないのですが、オランダ植民地支配を「祝福」する彼らの主張を普遍化すれば、こうした問題を設定せざるを得ないのです。

## (2) 母系社会のアダットを根拠とする闘争であることの限界

政府・軍の開発政策への不満、批判の根源に、母系社会ミナンカバウのアダットが規定する「共有地権」があり、それはオランダ支配の時代には認められていた。彼らの批判の根拠は、基本的人権などの近代法に依存してはならず、過去認められていた「慣習法」を起源としています。独立後「土地基本法」「森林法」「水道法」などが制定され、政府・軍の開発を正当化する法律が数多く制定されてきた。しかしながら、そうした法体系に基づく開発には住民は計画段階からまったく参加しておらず、開発の恩恵を得ることもなく、開発のための共有地への補償も受けていないことへ大きな不満を募らせています。彼らが抱くその不正義感の背景には、ナガリの成員としての憤懣だけでなく、民族「集団」としての権利意識が背景にあることは間違いありません。

1999年の「地方自治法」施行後のミナンカバウ社会では、皮肉にも「保守化」が進行しています。このことの意味は、ナガリの復興が進むと同時に、イスラームの規定を遵守する条例がいくつかの県では制定されてきたことに見てとれます。フランスの「ベール禁止法」に対抗する形で、「公共の場ではベールをつけること」を強制する条例が施行されている県もあります。またブンフルーなどのアダットのリーダーの権威がナガリ復活後ことさら強調されるという傾向があります。これは、村落法時代（1979～1999年）には、ナガリ慣習法会議（KAN）は「単なる」慣習法的な事項を審議する機関に貶められ、「政治的な」事項を取り扱うことを禁止されていたということの反動があるのはよく分かります。しかしながら、こうした傾向が進むと、ナガ

りの中の形式主義がますます強調され、イスラームの規定の遵守に加えて、共有地返還闘争を快く思わない指導者が輩出するということにもなり、「地方自治法」施行後はかえって厳しい環境になってきたということもできます。ムンゴとかカパールのケースはその典型です。復活したナガリは当面政府からの財政援助を受けていますが、次第にその援助額を減らされる傾向にあり、ナガリ内の共有地権をめぐる争いは今後ますます深刻になる可能性もあります。

### (3) 闘争の主体と反対派

闘争の主体は闘争の根拠を慣習法に求めています。現実の闘争では、慣習法を担う主体は各村において大きく異なります。2001年のナガリ復活後の地方自治の下で、軍・政府との関係のみならず、村びと同士、近隣社会同士の利害関係が闘争の在り方を大きく規定していて、闘争の現実を複雑にしています。カパロ・ヒラランでは、初期の闘争を指導したKANの指導者への不信任が決議されました。その背景には軍が支払った一時金の使途が不明であるということに加えて、スハルト時代に再創設されたKANの役割を「慣習法的なことに限定する」という規定を「忠実に」解釈した反対派の動きがありました。ムンゴでは近隣のナガリとの古くからの争いが、ムンゴの闘いを悲惨なものにしている要因の一つであることはすでに指摘しました。

### (4) 抵抗の「声域」

アン・ストーラーは、『プランテーションの社会史——デリ、1870～1979』の結論部で、デリ・プランテーション地帯における労働者の抵抗を「声域」という用語で捉えています。<sup>32</sup>「抵抗の声域」とは比喩的な表現であり、目に見える、はっきりと言語化された抵抗の形式のみならず、非言語的な怠業とか、開墾への参画なども抵抗の一形式として捉えられると彼女は言っています。

ムンゴのケースの場合、農業省管轄の家畜庁の経営する牧場に占拠されている270ヘクタールの共有地に、1998年以降住民が耕作を開

始し始めました。それに対して警察が「一斉行動」を行い、反対派住民を逮捕し、住民耕作地の作物や家畜、出作り小屋を破壊し、それに共有地を灌漑するダムまでも破壊しました。ムンゴの住民は警察のこの弾圧に損害賠償を求める裁判を起しましたが、警察が去ると再び、耕作を開始しました。しかし再び警察は「一斉行動」を起し、作物、家畜、小屋を破壊したのです。住民は言います。「警察が来ても、去ったら、何回でも耕作を始める。そこはわれわれの土地であるからだ」と。<sup>33</sup>

住民の闘いは、孤立しているわけではありません。カパロ・ヒラランでは、カパロ・ヒララン出身のジャカルタ、ボゴール、デボック在住の「プランタウ」（移住したミナンカバウ出身者）が彼らの運動への支持を再三にわたって表明しました。全ミナンカバウのKAN（ナガリ慣習法会議）の連合組織であるLKAAM（全ミナンカバウ慣習法会議）もムンゴの闘争には支持を表明しました。また、LBH（法律援助協会）などのNGOに支援を求めている地域もあります。しかし、その声はあまりにも弱い。

##### (5) 「扇動者」とは誰か

ムンゴとかカパールで、「扇動者」として何人か逮捕されました。彼らは自分たちの権利を主張し、警察当局にそのために逮捕されたのですが、こうした用語は、植民地時代から使われています。つまり、オランダの支配に反抗する人びとを「扇動者」と呼び、危険視し、排除したのです。また、スハルト時代には共産主義者を連想するコノテーションを伴ってしばしば使われたのですが、「改革」の時代においても「扇動者」という用語が平然として使われている事実には驚いてしまいます。ポスト・コロナリズムの研究において、旧植民地から独立した国々において、植民地支配を髣髴とさせる言説がしばしば使われることが明らかにされていますが、共有地返還闘争もそうした観点から検討することが是非必要なことを示唆しています。

スピヴァックはデリダに傾倒し、彼女のサバルタン研究でも脱構築的な思索の最後に「サバルタンは語れない」と結論付けています。一方、アン・ストローラーは、フォーコーを植民地状況下で読み直すという問題意識の下、「プアーホワイト」が人種概念の発生・強化に大きな役割を果たしたことに明らかにしてきました。<sup>34</sup> この二人の接点はすぐには見出せないのですが、共有地返還闘争という問題を多面的に考察することで、サバルタン研究と人種／文化のヘゲモニー研究とが一つの問題領域として立ち現れてきたことは今後の研究に大きな視座を提供すると思っています。

〔補足〕

本稿脱稿後、オンピリン鉱山に関する有益な次の文献を知ることができた。Erwin Erman, *Generalized Violence: A case study of the Ombilin coal mines, 1892-1996. Roots of Violence in Indonesia, Contemporary violence in historical perspective*, Freek Colombijn and J. Thomas Lindblad(eds), Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 2002.

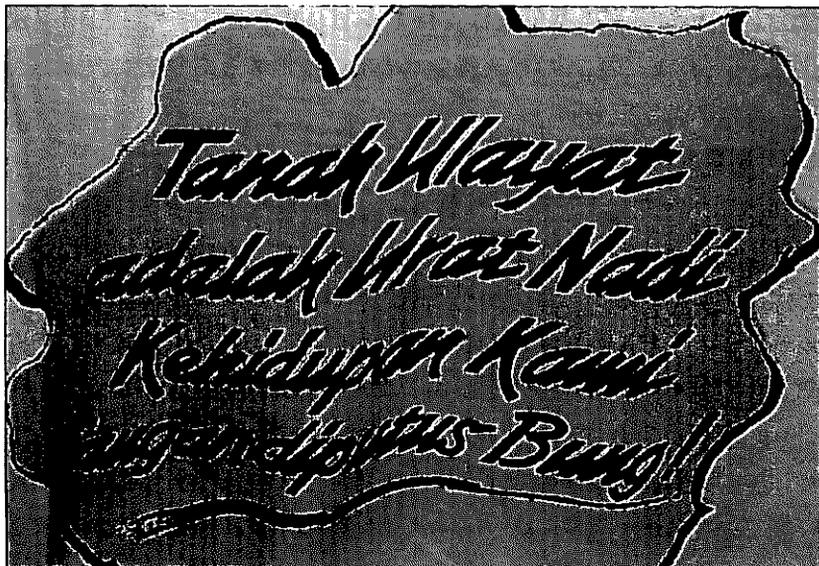
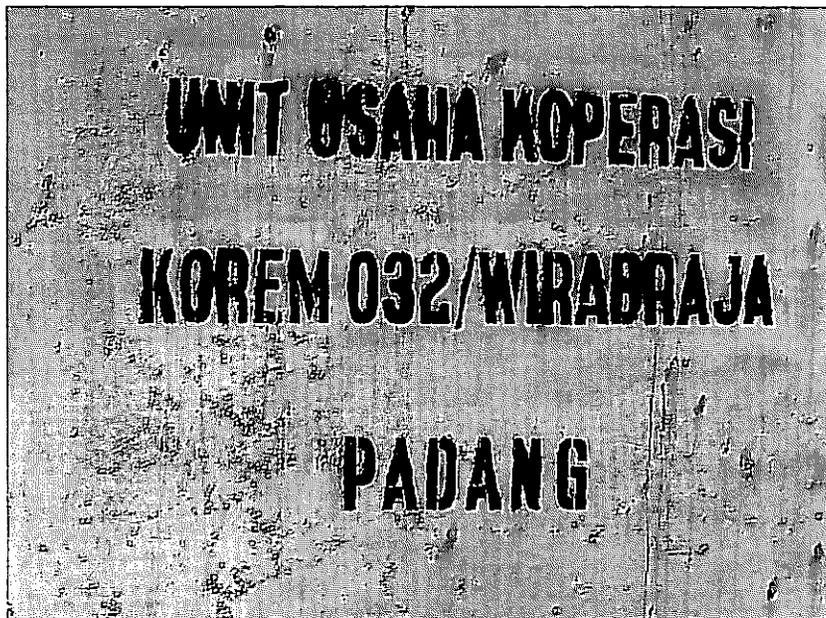


写真1 返還闘争を支援しているLBH Padang(Lembaga Bantuan Hukum、パダン法律援助協会)というNGOのTシャツ。"Tanah Ulayat adalah Urat Nadi Kehidupan Kami. Jangan diputus, Bung!"とは、インドネシア語で「共有地はわれわれの日常生活の血管である。だから、切断してはならない!」という意味。



◀写真2 カパロ・ヒラランの共有地内のゴム農園を「所有」してきた軍の会社（管理棟）。

▼写真3 Unit Usaha Koperasi, KOREM/Wirabraja, Padang (ウラブラジャ・パダン軍管区032協同組合会社)





▲写真4 1998年以降は村人がゴム園を勝手に伐採して、空き地を作り、収益性の高い作物を植えている。  
◀写真5 その苗木。



▲写真6 ムンゴでの警察の一斉行動① (出作り小屋を破壊する警察官)



(左) 写真7 ムンゴでの警察の一斉行動② (燃やされた小屋)



(右) 写真8 ムンゴでの警察の一斉行動③ (嘆き悲しむ人びと)

\*写真6～8はバダン法律援護協会 (LBH Padang) 撮影 (2006年1月26日)

## 注

- 1 この論文は、「アジア太平洋におけるリージョナリズムとアイデンティティの現在——地域社会、国家、地域間協力の歴史的／社会文化論的研究」(代表中島成久) 第1回研究会(2007年6月22日)での口頭発表を元としている(於:法政大学富士見校舎ボアソナードタワー25階C会議室)。コメントーターを中村光男千葉大学名誉教授にお願いした。この研究会は、京都大学地域研究統括情報センターの共同プロジェクト「21世紀の国家像」からの資金援助を得ている。
- 2 ここでいう地域とは、主に「ナガリ」である。ナガリとは、母系地域共同体のことで、ミナンカバウ慣習法の基礎であり、地域政治の基礎でもある。
- 3 Afrizal, *The Nagari Community, Business and the State: The Origin and the Process of Contemporary Agrarian Protests in West Sumatra, Indonesia*, Thesis for PHD, The Flinders Asia Centre, School of Politics and International Studies, Faculty of Social Sciences, Flinders University, 2005, pp163-4.
- 4 このケースについては、パダンにあるNGOのPBHI(Perhimpunan Bantuan Hukum Dan Hak Asasi Manusia Indonesia、インドネシア人の法的援助と基本的権利のための連合)が支援している。
- 5 Franz von Benda-Beckmann, *Contestations over a life-giving force: Water rights and conflicts, with special reference to Indonesia*, in *A World of Water; Rain, rivers and seas in Southeast Asian Histories*, edited by Peter Boomgaard, pp 259-277, KITLV Press, Leiden, 2007.
- 6 Dianto Bacriadi & Anton Lucas, *Merampas Tanah Rakyat, Kasus Tapos dan Cimacan*, KPG(Kepustakaan Populer Gramedia), 2001 参照。
- 7 Jos Hafid, *Perlawanan Petani: Kasus Tanah Jenggawah*, Pustaka Latin, 2001.
- 8 Narihisa NAKASHIMA, *On the Legitimacy of Development: A Case Study of Communal Land Struggle in Kapalo Hilalang, West Sumatra, Indonesia*, *Journal of International Economic Studies* (2007), No.21, pp145-160, The Institute of Comparative Economic Studies, Hosei University.
- 9 Rusli Amran, *Sumatra Barat PLAKAT PANJANG*, Penerbit Sinar Harapan, 1985. Ken Young, *Islamic Peasants and the State: The 1908 Anti-Tax Rebellion in West Sumatra*, Yale University, 1994. Joel Kahn,

- Constituting the Minangkabau: Peasant, Culture, and Modernity in Colonial Indonesia*, BERG, 1993.
- 10 Audrey Kahin, *Rebellion to Integration, West Sumatra and the Indonesian Polity*, Amsterdam University Press, 1999, Chapter 8.
  - 11 [http://en.wikipedia.org/wiki/Minangkabau#Notable\\_Minangkabau\\_people](http://en.wikipedia.org/wiki/Minangkabau#Notable_Minangkabau_people).
  - 12 Kahin, *ibid*.
  - 13 服部 美奈、『インドネシアの近代女子教育—イスラーム改革運動のなかの女性』剋草書房、2001年
  - 14 Kahin, *ibid*.
  - 15 Nafis, A. *Alam Terkembang Jadi Guru*, P T Grafiti Pers, 1984.
  - 16 大木 昌、『インドネシア社会経済史研究、植民地期ミナンカバウの経済過程と社会変化』剋草書房、1984年
  - 17 Joel Kahn, *ibid*.
  - 18 Narihisa NAKASHIMA, *The State Ideology of Rumah Tangga (Household) and the Minangkabau View of Gender and Power*, IBUNKA(Other Cultures), Faculty of Intercultural Communication, Hosei University, 2002.  
Narihisa NAKASHIMA, *Ethnicity and Religion in Suharto's New Order: Minangkabau Society under the Marriage Law of 1974*, in *Nation-State, Identity, and Religion in Southeast Asia*, pp25-54, ed. by Tsuneo Ayabe, Singapore Society of Asian Studies, 1998. 中島成久、「インドネシアの母系社会における国家とエスニシティ——ミナンカバウ家族の言説をめぐって」『国家の中の民族、東南アジアのエスニシティ』綾部恒雄編、明石書店、1996年
  - 19 1870年に「砂糖条例」が施行され、ジャワでのサトウキビの強制栽培制度が廃止された。これまでの「強制栽培制度」の時代が終わり、私企業の自由な投資を認める「自由主義経済期」を経て「倫理政策」の時代へと移っていく。加納啓良「植民地ジャワの地租制度」『東南アジアの経済開発と土地制度』水野広祐・重富真一編、アジア経済研究所、1997年
  - 20 ミナンカバウにおけるコーヒーの強制栽培制度は、コーヒーを作るかどうかは農民の自己決定にゆだねられていたという点で、ジャワでのサトウキビの強制栽培制度とは決定的に異なる。また、コーヒーは稲作適地ではなく、未利用のラダン *ladang*（灌漑されていない畑）で栽培された。強制性は、作るかどうかにあるのではなく、収穫されたコーヒーの販売をオランダが一手に独占したことにある。農民は収穫したコーヒー豆を地域の倉庫まで自分の負担で搬入しなければならず、そこで搬入高に応じて、現金の支払いを受けた。

しかし、その価格は市場価格に比べると数分の一であり、こういった手法でオランダは巨額の利益を得た。

- 21 Joel Kahn, *ibid.*
- 22 Joel Kahn, *ibid.*
- 23 水野広祐、「インドネシアにおける土地権転換問題——植民地期の近代法土地権の転換問題を中心に——」『東南アジアの経済開発と土地制度』水野・重富編、1997年
- 24 Narihisa NAKASHIMA, Tanah Ulayat and the Pembangunan Issues in West Sumatra. 「異文化」(論文編)第4号、法政大学国際文化学部紀要、31 - 52頁、2003年
- 25 注7参照
- 26 大木、前掲書
- 27 アン・ローラ・ストーリー、「プランテーションの社会史——デリ、1870～1979」中島成久訳、法政大学出版社、2007年
- 28 白石 隆、「開発」国家の政治文化、インドネシア新秩序を考える、土屋健治編『ナショナリズムと国民国家』、東京大学出版会、1994年
- 29 Narihisa NAKASHIMA, State and Local Conflicting Interests and Discourses on the Communal Land Struggle in West Sumatra, Paper presented at the Panel of Localities of Value: Ambiguous Strategies of Access to Land and Natural Resources in Southeast Asia(panel convenors: Laurens Bakker, Gerben Nooteboom, Gerard Persoon) 4th Euro SEAS Sep. 12- 14, 2007, Naples, Italy.
- 30 注8、注29参照。
- 31 スピヴァック、G.C. 【サバルタンは語ることができるか】みすず書房、1998年
- 32 注27参照
- 33 2007年11月30日に、リマプルクタ県知事名で、ムンゴの住民に再び立ち退き命令が出された。
- 34 Ann Stoler, *Race and the Education of Desire*, Duke University Press, 1998.